

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書

第1回日本政府報告審査に関する児童の権利委員会からの質問事項に対する 日本政府回答（仮訳）

2010年4月

問1. 政府報告パラグラフ41に言及のある措置に加え、本選択議定書に関して、学校及び一般に広報するためにとられた措置に関する情報を提供願いたい。

（答）

1. 外務省は、本年3月東京において、児童の権利条約及び2つの選択議定書が定める権利の実現を促進し、その内容を広く一般に広報することを目的として、ユニセフ東京事務所、日本ユニセフ協会の共催の下、「児童の権利条約に関するシンポジウム～今後の課題」を開催した。

「児童と武力紛争」をテーマとしたセッションでは、国連アフガニスタン支援ミッション・児童保護アドバイザーを招へいし、ユニセフ東京事務所代表の司会の下、ユニセフ邦人職員、国際人権法・人道法に関する学識者、「人間の安全保障」を所掌する外務省職員によるディスカッションが行われ、武力紛争下における児童に対する深刻な違反について、国際協力の観点から我が国が果たすべき役割について意見交換を行った。

本シンポジウムの概要は、近日中に外務省ホームページに掲載を予定している。

2. 我が国においては、本議定書を批准した翌年2005年に、都道府県・指定都市の教育委員会関係者を集めた会議（都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議）において、パラグラフ41に言及のあるリーフレットを配布している。

問2. 労働基準法及び戸籍法に加え、刑法においても、本選択議定書第4条に沿って18歳未満の児童が武装集団によって敵対行為に徴用されることを特に禁止する規定はあるか。

(答)

ご指摘の内容については、我が国の刑法上、これを独立した犯罪類型とする規定はないが、刑法上の内乱予備・陰謀罪、内乱幫助罪、私戦予備・陰謀罪、殺人予備罪、凶器準備集合・結集罪にあたる場合、これらの規定によっても対処することが可能である。

問3. 児童を武装集団に徴兵し入隊させる乃至敵対行為への積極的参加に使用する戦争犯罪に関し、貴国は国家管轄権の域外適用を認めているか情報を提供願いたい。貴国民によって、あるいは貴国民に対して、貴国外で行われた15歳未満の者を敵対行為に強制的に徴兵し関与させる事件に対し、貴国裁判所は管轄権を行使できるかお示し願いたい。また、域外適用を認める場合、かかる犯罪に関する双罰性を必要とするか明確にされたい。

(答)

児童を武装集団に徴兵し入隊させる乃至敵対行為への積極的参加に使用する行為に適用されうる児童福祉法及び労働基準法の処罰条項については、ともに域外適用は認められていない。

問4. 日本の自衛官，特に国連平和維持活動に参加する際には，本選択議定書の規定及び適用に関する教育訓練を受けているかお示し願いたい。

(答)

自衛官が国連平和維持活動に参加する際における本選択議定書に関する教育訓練について，防衛省・自衛隊としては，行っていない。

なお，自衛官の採用年齢は，自衛隊法施行規則において18歳以上と規定されている。このため，国際平和維持活動に参加する自衛官に児童が含まれることはあり得ない。また，採用年齢が自衛隊法施行規則に規定されていることは，募集・採用に携わる者に周知されている。

内閣府が国際平和協力隊員に対して行なう研修においては，本選択議定書の規定及び適用に関する教育訓練を特段行っていない。(本件に関して，現時点で，防衛省・自衛隊における教育訓練に加えて行なうべきものがあるとは考えていない。)

問5. 2005-2009年の間に、紛争地域から日本に到着した付添人のいない避難民／難民の児童の数について、性別、年齢、出身国等の個別のデータを提供願いたい。これに関連して、海外の紛争地域において使用されていた可能性のある避難民／難民の児童に対する、身体的・精神的回復と社会的再統合プログラムに関する情報を提供願いたい。

(答)

1. 2005年から2009年間の難民認定申請者数及び認定者数は下記のとおりであるが、難民認定申請者及び認定者について、付添人の有無または児童であるか否かによる区分は行っていない。

(人)

	申請者数	認定者数
2005年	384	46
2006年	954	34
2007年	816	41
2008年	1599	57
2009年	1388	30

2. なお、我が国では、海外の紛争地域において使用された可能性のある避難民／難民の児童に特化した身体的・精神的回復と社会的再統合プログラムは実施していないが、政府は、難民認定申請中で生活に困窮する者に対して、国籍、年齢を問わず医療費の実費を支給している他、難民認定者に対しても各種相談事業等を実施している。

問6. 児童が紛争に巻き込まれている国への軍事支援並びに小型武器の取引及び輸出を禁止する法制度の有無につきお示し願いたい。ない場合、貴国はかかる法制度導入を検討されているか。

(答)

「軍事支援」の具体的な定義が明らかでないが、我が国はODAについて、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避し、また、開発途上国における基本的人権及び自由の保障状況等に注意を払うことをODA大綱において明記している。我が国の輸出管理は「外国為替及び外国貿易法」に基づいて行っている。我が国は、「武器」の輸出については、武器輸出三原則等により、それによって国際紛争を回避するため、従来から慎重に対処している。いずれにせよ、世界中の多くの地域で武力紛争により多数の児童が被害を受けている状況の改善に資するものとして重要な意義を有する「紛争児童選択議定書」の締約国として、我が国が本選択議定書の趣旨・目的に反する行為を行わないことは当然である。

(了)